

郵政産業 ユニオン

発行元 郵政産業労働者ユニオン労契法 20 条訴訟闘争本部
 〒170-0012 東京都豊島区上池袋 2-34-2
 TEL 03-5974-0816 FAX03-5974-0861
<http://www.piwu.org/> e-mail:mail@piwu.org
 発行責任者 日巻 直映

郵政 20 条最高裁勝利判決

手当・休暇の格差は違法

最高裁が判断

10月15日小雨の降る最高裁判所前、「格差是正 一步前進」を掲げる原告団を囲み、大きな歓声が沸き起こった。住居手当、年末年始勤務手当、扶養手当、夏期・冬期休暇、有給の病気休暇、祝日給の格差が不合理と画期的な判決がくだされた。

判決では、会社側上告は全て棄却され、労働者側主張が取り入れられる内容となりました。

郵便局の労働条件で正規・非正規の間で、手当、休暇の格差が違法だと最高裁判所が判断したことは大きな成果です。

違法の労働条件をそのままにしておいてよいわけにはいきません。郵政ユニオンはこの間、一貫して均等待遇を求めてきましたが、もう待ったなしです。少なくとも、今回の最高裁判決で示された、手当、

休暇については早急に改善しなければなりません。

郵便局では約19万人の非正規雇用社員が働いています。全国津々浦々24000以上の郵便局の働き方が変われば、日本社会に与える影響は絶大です。

郵政ユニオンは、均等待遇実現のたたかいをさらに進めていきます。引き続き集団訴訟154人の原告に、今回の最高裁判決を拡大していくこと、郵政で働く全ての非正規社員に拡大していきます。

